

令和8年度予算案のEBPM「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト作成に係る審査業務等」

課題データ

令和5年4月1日、教育・保育施設等における送迎用バスについては、誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、安全装置の装備が義務付けられた。安全装置については、ガイドラインに適合する一定程度の機能性を有することを求めており、安全装置の新規申請や仕様変更等への対応を継続し、適合認定を受けた装置をリスト化して、施設・事業所に示す必要があるとともに、適合認定を受けた安全装置に関して、不具合情報等の収集や現地調査など、適正な運用を継続する体制を維持する必要がある。

事業

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト作成に係る審査業務等

令和8年度当初予算案：20百万円

本事業は、送迎用バスの置き去り防止の支援に関して、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適合の審査を行うとともに、付随する調査等を行うことを目的とする。具体的な事業内容は下記の通りである。

- (1) ガイドライン適合審査業務として、安全装置の開発事業者等による申請書類の受付、申請書類の審査、実車による試験の実施、審査結果の取りまとめ、通知及び報告の実施
- (2) 適合認定装置に関する調査業務として、適合認定装置の不具合情報等の収集、適合認定装置の現地調査の実施

※アウトプット、アウトカムの（ ）内は直近の実績値

アウトプット

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するか判断する審査業務の委託・請負の実施

短期アウトカム

—

中期アウトカム

—

長期アウトカム

安全装置の装備状況の調査により、装備が義務化された送迎用バスの全てに安全装置が装備予定であることを確認しており、引き続き装備が義務化されている送迎用バスに適切な安全装置が設置されること

EBPM指標

目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み